

0102924

毎週火、金曜も発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- ◇告示 基本測量の実施
- 保安林の解除予定
- 道路位置の指定
- 土地区画整理事業計画の認可

目 次

- | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図補備測量） | 二 作業期間 昭和三十七年九月 四日から
昭和三十七年九月三十日まで | 三 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、福部村 |
|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
- 鳥取県告示第四百六十三号
- 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和三十七年八月二十一日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課

所在の保安林（国有林）
指定の目的
風致の保存
解除の理由 道路敷地とするため
申請者住所氏名 認定

の規定により告示する。

